

五監公告第5号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和2年3月31日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

教育委員会 生涯学習課

3. 監査の期間

令和2年1月31日～令和2年3月25日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
受託事務団体から事務局を団体事務に移行したにも関わらず、引き続き公民館で事務処理を実施している団体がある。速やかに規約に則り、団体に移管すべきである。	当該団体の事務につきましては、規約に則り、速やかに団体に移管するとともに、適切に団体運営がなされるよう指導してまいります。